

**令和7年度秋田県介護職員等によるたん吸引等研修
不特定（第一号・第二号研修）指導者養成講習実施要領**

1 目的

介護職員等がたん吸引等を実施するために受講する「介護職員等によるたん吸引等研修 不特定（第一号・第二号研修）」の指導者を養成することを目的とします。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表 第一号・第二号研修）

2 実施主体

秋田県

3 研修実施機関

秋田県社会福祉協議会が秋田県より委託を受けて実施します。

4 受講対象者

下記の①及び②の要件を満たすこと。

① 保健師、助産師又は看護師の資格を有し、臨床等での実務経験が3年以上あること。

② 今後、県が「介護職員等によるたん吸引等研修 不特定（第一号・第二号研修）」を実施する際に、基本研修（演習）及び実地研修において介護職員等を指導・評価する指導看護師の役割を担うことが可能であること。

【留意事項】

（1）指導者養成講習修了者の所属施設であって、以下の要件を満たす場合、その所属施設には『実地研修施設』となっていていただくこととしており、別途、県へ届出が必要です。実地研修の進め方等については、（指）別紙1「実地研修の具体的な実施方法」を参照してください。

① たんの吸引・経管栄養を必要とする利用者が適当数いること

② 介護職員等がたん吸引等の実地研修を行うに当たり、利用者及び家族から書面により同意が得られていること

③ 医療（嘱託医、看護職員、協力医療機関）、介護等の関係者による連携体制が整備されていること 等

（2）県が実施する「介護職員等によるたん吸引等研修（第一号・第二号研修）」に所属施設の介護職員等を受講させる場合については、原則として、所属施設において実地研修を行うこととしております。

5 募集定員

50名

6 開催日程

※詳細は受講決定時にお知らせします。

令和7年5月28日（水）～5月29日（木） 2日間

7 募集期間

令和7年4月7日（月）～4月25日（金）必着

8 研修会場

※会場受講のみ

秋田県中央地区老人福祉総合エリア（中央シルバーエリア） 多目的ホール

秋田市御所野下堤5丁目1-1

9 修了証明書の交付

2日間の講習を修了後、修了証明書を交付します。

介護職員の基本研修等において、下記表5行為について指導・評価方法を修得した場合は、修了証明書の裏面に付記します。

口腔内のたん吸引 鼻腔内のたん吸引 気管カニューレ内部のたん吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養

※ 基本研修（演習）は1日1行為、5日間の日程で実施します。

10 費用

受講料は無料です。

テキストは下記2冊を各自で準備してください。※テキストが令和6年より新しくなりました。

書 名	価格（税別）
新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト※ ¹	2, 200円
新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト 指導者用 指導上の留意点とQ&A	800円

※¹（社）全国訪問看護事業協会 編集（発行：中央法規出版） 2023. 7. 20発行

11 受講申し込み

（1）提出書類

提出書類	様式	備考
受講申込書	(指)様式1	
看護師免許証	写し	A4サイズに縮小
封筒1通	◇長形3号 120mm×235mm ◇事業所名・住所・受講者氏名を明記 ◇110円切手を貼付	受講決定通知用 (受講者1名につき1枚)

（2）申込先

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

施設振興・人材・研修部 「介護職員等によるたん吸引等研修」担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-824-2444 / FAX 018-864-2840

12 受講の決定について

（1）受講の決定については、郵送で通知します。

（2）受講の可否については、電話での対応はできません。

（3）定員を超えた場合は、所属施設のたん吸引等を必要とする利用者数等を勘案して決定します。また、法人単位で調整していただく場合があります。